

第Ⅳ章

行財政改革

アクションプラン

2022 の達成状況等

平成 24 年度

- 1 行財政改革アクションプラン 2022 の概要
- 2 行財政改革アクションプラン 2022 の達成状況
- 3 事務事業総点検運動等の取り組み状況
- 4 2012 年ベストプラクティス表彰及び平成 24 年度職員提案表彰の結果

第Ⅳ章 行財政改革アクションプラン 2022 の達成状況等

平成 24 年度

1 行財政改革アクションプラン 2022 の概要

市では、平成 24 年 3 月に策定した行財政改革アクションプラン 2022（目標年次：平成 34（2022）年度）に基づき改革改善の取り組みを進めています。アクションプランでは、これまでの行財政改革の取り組みを踏まえ、従来型の数量的削減を行うとともに質的な変革を進めるなど、施策の「重点化」と「スリム化」を徹底し、税収の増加を前提としない「低成長時代」における緊縮財政を想定した行財政改革を進めることとしています。

行財政改革アクションプラン 2022 では、「持続可能な自治体経営の創造」を実現するため、①行政のスリム化と財政の健全性の維持、②将来の人口構成を見据えた行政サービスのあり方の検討、③自助・共助としての「市民力」と公助としての「職員力」の向上による協働の深化、の 3 点を基本的方向に掲げています。また、第 4 次基本計画で「政策の基礎」に位置付けている行財政改革を着実に進めるため、事務事業総点検運動及び公共施設総点検運動を課題解決に向けた「主要な取り組み」と位置付け、全庁で横断的かつ経常的に推進するとともに、11 の体系を設定し、体系ごとに最重点課題を掲げました。

○行財政改革アクションプラン2022の体系

体系No. 1	コスト削減の徹底と施策の重点化による行政のスリム化
体系No. 2	財政基盤の強化を図るための歳入確保に向けた工夫
体系No. 3	危機管理能力の向上
体系No. 4	公共サービスのあり方の検討と民営化・委託化の推進
体系No. 5	都市再生の取り組みとファシリティ・マネジメントの推進
体系No. 6	持続可能なサステナブル都市の創造に向けた環境等における取り組み
体系No. 7	コミュニティ創生による「市民力」を高める協働の深化
体系No. 8	「職員力」を高める人財育成の充実
体系No. 9	基礎自治体としてのセーフティネット機能の確立
体系No.10	情報システムの再構築と最適化に向けた取り組み
体系No.11	柔軟で機動的な推進体制の整備及び透明で公正な行政の推進

2 行財政改革アクションプラン 2022 の達成状況

本章では、行財政改革アクションプラン 2022 に掲げる課題の中から、平成 24 年度に効果等があったものについて、その達成状況を掲載しています。また、昨年度に引き続き事務事業総点検運動を展開しました（取り組みの詳細は 164 ページ参照）。

(1) 主要な財政目標の達成状況

区分	目標値	平成23年度実績
経常収支比率	概ね80%台を維持（特殊要因による場合であっても90%台前半に抑制）	92.1%
公債費率	概ね10%を超えないこと	7.5%
実質公債費比率	概ね7%を超えないこと	4.0%
人件費比率	概ね22%を超えないこと	17.6%

(2) 「主要な取り組み」の達成状況

体系1 コスト削減の徹底と施策の重点化による行政のスリム化

改善項目	1 事務事業総点検運動の推進（企画部企画経営課・企画部財政課）
改善の取り組みの概要	
限られた経営資源の中で財源確保を図り、堅実な財務体質を確立するため、前例にとらわれることなく客観的な事業見直しを行う。 平成22年7月に設置した事務事業総点検運動推進本部を中心に、市のすべての事業についてその必要性を再検討し、大胆な事業見直しに取り組む。このことにより、施策の重点化を図り、行政のスリム化を推進しながら、増加する社会保障関連経費や公共施設の維持・更新等、新たな行政ニーズに的確に対応する。 平成23年度は市の全ての事務事業を見直し対象とし、「見直し対象事業選定基準」等に基づき、各部からの意見等を踏まえつつ、対象事業の抽出を行う。さらに、政策会議において、事前に各部から事業見直しを踏まえた削減可能額の提示を求めるなどして、経常経費全体の大幅な削減を目指す。その上で、翌年度の予算編成の中で検討を行い、前倒して実施可能なものは事業の緊急見直しを実行する等、積極的な見直しを実施する。 その成果を踏まえ、平成24年度以降「低成長時代における行政評価、予算編成のあり方の検討」の中で取り組みの推進を図る。	
年次計画	
平成23年度に集中的に推進 平成24年度から成果を踏まえ、継続的に推進	
平成24年度までの実績と取り組み効果	
平成23年度に引き続き、事務事業総点検運動を推進し、平成23年度に見直しを保留した事業の再検討、各部からの新たな事業見直し提案の検討に加え、使用料・手数料等の検証を行った。さらに、新たに「ゼロアップ創造予算」として、経費削減のみならず、細かな配慮と創意工夫により、市民サービスの向上を図る取り組みを進めた。その結果、平成24年度の事務事業総点検運動（ゼロアップ創造予算を含む）としては、122事業を見直し、約2億3千万円の経費を削減した。	

改善項目	2 公共施設総点検運動による維持管理費の縮減 (総務部契約管理課・都市整備部公共施設課)	
	改善の取り組みの概要	年次計画
	ファシリティ・マネジメントの視点から、公共施設の長寿命化を目指した適切な維持管理を実現するため、公共施設総点検運動に取り組む。取り組みに当たっては、「公共施設の管理適正化調査・検討チーム」の調査・研究を踏まえ、公共施設の管理業務の見直しを図る。 具体的には、公共施設の維持管理業務に関して①仕様書を見直すことにより適正な業務の内容と作業量を設定し、②適正な最低制限価格を設定するとともに、③業務の品質チェックと履行確認の体制を強化することにより、公共施設の維持管理費等の経常経費の縮減及びサービスの質の維持・向上を図る。	平成 23 年度から調査・研究 (モデル4施設) 平成 25 年度から実施
平成 24 年度までの実績と取り組み効果		
平成 23 年度に、コミュニティ・センター3施設と芸術文化センターの管理業務を見直したことから、平成 24 年度は、一般事務庁舎のモデルケースとして、市民センター、教育センター、図書館本館の見直しを行った。見直しにあたっては、効率的な管理方法として3施設の一括管理方式を取り入れ、平成 23 年度比 7.3%のコスト削減を図るとともに、仕様書の見直しを行い管理の質の適正化に取り組んだ。		

(3) 主な「最重点課題」の達成状況

体系1 コスト削減の徹底と施策の重点化による行政のスリム化

改善項目	3 低成長時代における行政評価、予算編成のあり方の検討 (1) 事務事業の定期的な検証の実施と行政評価のあり方の検討 (企画部企画経営課)	
改善の取り組みの概要		年次計画
事務事業総点検運動の成果を踏まえ、市が実施しているすべての事務事業について、継続の可否、手法の適・不適などを、定期的・継続的に検討する。 これに当たり、すべての事務事業をグループ化し、4年に1度のペースで網羅的に評価・検証できる仕組みを構築し、引き続き予算編成との連動を図る。 また、事務事業評価のあり方については、各部課の事務負担軽減、事業評価表の簡略化などを検討するとともに、「各部の運営方針と目標」については、行財政改革に関する視点を強化した内容に改善する。		平成23年度に検討 平成24年度に試行 平成25年度から実施
平成24年度までの実績と取り組み効果		
庁内プロジェクト・チーム「持続可能な行政サービスのあり方に関する検討チーム」を設置し、すべての事業を定期的・体系的に検証できる「対話による創造的事業改革手法(仮称)」の導入に向けた報告書を作成した。平成25年度は、事業評価制度を改訂しながら、新たな事業改革手法を試行し、市民の視点からの行政サービスのあり方の改革・改善に取り組む。		

体系2 財政基盤の強化を図るための歳入確保に向けた工夫

改善項目	1 市債権管理の適正化と効率的な収納体制の確立 (市民部納税課)	
改善の取り組みの概要		年次計画
市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料等をはじめとする市の債権について、債権管理の適正化を推進するとともに、より効率的・効果的な収納体制を確立する。庁内に「債権管理・回収検討プロジェクト・チーム」を設置し、公債権・私債権を含めた運営状況の調査や他自治体の運営状況を踏まえ、債権管理の基準整備、未収金の効果的な徴収体制、給付時の条件整備及び管理システムの構築等を検討する。		平成23年度から検討 平成25年度に一部実施
平成24年度までの実績と取り組み効果		
「債権管理・回収検討プロジェクト・チーム」により、平成23年度において挙げられた「債権発生から消滅までの一定の基準整備」「効率的・効果的な新たな組織」「給付時の条件整備及び共通管理システムの構築」の3つの課題を引き続き検討し、各課題について「当面の対応策」と「将来的対応策」の整理を行い、報告書を作成した。特に、効率的な収納体制について具体的な方向性を明らかにした。平成25年度は、報告書に基づき、収納体制の強化を図り、収納率の向上に努める。		

体系3 危機管理能力の向上

改善項目	1 各種事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定及び運用の推進（企画部情報推進課・総務部防災課・健康福祉部健康推進課）	
改善の取り組みの概要		年次計画
非常時等においても事務事業が継続できるよう、各種事業継続計画の策定・運用を図る。 ①ICT事業継続計画に基づき、情報システムが停止した場合に迅速な復旧を行うことができるよう、リスク対策の実施及び教育・訓練活動等を行う。また、適正な運用と見直しにより、市の情報システムに係る事業継続性を確保する。 ②事業継続計画（震災編）を策定する。震災時に実施する優先度が高い通常業務及び応急復旧業務（非常時優先業務）を選定し、同業務を継続するための資源の準備や対応方針等を定める。また、各種マニュアルの作成や事業継続推進本部（仮称）の設置・運営により計画を推進するとともに、実効性の確保を図る。 ③新型インフルエンザ事業継続計画を策定する。感染症発生時に優先して実施する業務等の選定を行うとともに、関係機関等の連携体制を確立し、危機管理体制を整備する。		平成 23 年度に ①運用、②策定、 ③策定 平成 24 年度から ①検証・改善、 ②運用、③運用
平成 24 年度までの実績と取り組み効果		
平成 24 年度は、防災関係機関連携訓練にあわせて実施した災害対策本部運営訓練の中で、想定に応じた優先業務の選定などを実践し、非常時の迅速かつ的確な対応に向けた周知・啓発に取り組んだ。また、地域防災計画の改定及び事業継続計画[震災編]を踏まえ、非常時優先業務の実施に向けた災害対策本部の組織変更を行った。 ICT事業継続計画に基づき、通信規制等を想定した委託事業者参加によるSNS利用の連絡訓練の他、計画停電等を想定としたシステム停止（起動）訓練を実施した。また、情報推進課、市民課に配属された職員に研修を実施した。なお、三鷹市新型インフルエンザ（強毒型）事業継続計画は、平成 24 年 7 月に策定した。		

体系4 公共サービスのあり方の検討と民営化・委託化の推進

改善項目	3 窓口サービスのあり方の検討（市民部市民課・企画部情報推進課 他）	
改善の取り組みの概要		年次計画
①今後の窓口サービスのあり方について、市民ニーズや庁内ニーズを調査するとともに、庁内横断的なプロジェクトチームを設置し、市政窓口の機能、配置等について検討するなど、効率的な運営を図る。 ②市政窓口については、民間委託化を拡大する方向で検討を進める。 ③コンビニ交付については、発行できる証明書の種類の拡充を進める。 ④住民基本台帳カードの普及促進を図るとともに、自動交付機を含めた窓口サービスのあり方について検討を進める。		平成 23 年度から ①検討、②検討・実施（三鷹台）、③拡充 平成 24 年度に ②検討・実施（東部） 平成 25 年度に ②検討・実施（西部）、④検討
平成 24 年度までの実績と取り組み効果		
平成 24 年度は、「市政窓口のあり方検討プロジェクト・チーム」を設置して、「市政窓口の在り方検討方針（平成 23 年度策定）」に基づいた庁内アンケートを実施するとともに、市政窓口業務の委託化について検討を行い、西部市政窓口の委託化等に関する中間報告書を作成した。なお、平成 24 年 4 月から、東部市政窓口業務について民間委託化を実施し、平成 25 年 4 月からは、西部市政窓口業務について民間委託化する。		

体系5 都市再生の取り組みとファシリティ・マネジメントの推進

改善項目	2 公共財産の所有、利用形態を最適化する「公的資産のマネジメント」 (PRE-パブリックリアルエステート)の確立 (1) 新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備(都市再生推進本部)	
	改善の取り組みの概要	年次計画
	新川防災公園(仮称)、スポーツ施設とともに老朽化により耐震性に課題がある公共施設等(福祉会館、総合保健センター、社会教育会館、北野ハピネスセンター(幼児部門))を集約し、防災課など災害対策本部の核となる機能を加えた多機能複合施設を整備する。 整備にあたっては、防災公園として一時避難場所になるオープンスペースを確保するとともに、防災センターを整備し、公園、多機能複合施設、隣接する市役所などの市民センターが一体となった防災拠点機能の充実を図る。また、市の中心拠点である市民センターと「緑と水の回遊ルート」をつなぐ連続した緑を創造・成熟させ、緑のネットワークを強化して、地域特性を生かした緑豊かな景観形成を図る。さらに、非常時には、一時避難場所になる公園施設、災害対策機能を担う健康・スポーツ、地域保健・福祉、生涯学習拠点施設など、市民サービスの拠点とするために、さまざまな機能の複合化を図る。	平成23年度から実施設計 平成25年度から整備
平成24年度までの実績と取り組み効果		
	利用者団体や庁内関係部署との意見交換・調整を行いながら、平成23年度より進めてきた実施設計が平成25年3月に完了するとともに、施設開設後の効率的・効果的な管理運営の基本的方針を定めた管理運営方針(平成24年3月策定)に基づき、管理運営計画の検討を進めた。また、敷地周辺道路の無電柱化に取り組み、概略設計を完了した。 また、事業中心地である東京多摩青果(株)三鷹市場跡地内の施設の解体撤去が完了するとともに、多機能複合施設の建設敷地をUR都市機構より取得した。なお、防災公園の整備については、平成25年1月に国土交通大臣から都市計画事業として承認を受けた。	

改善項目	(2) 公共施設の再配置等に伴う市有地の有効活用及び売却の検討 (都市再生推進本部・都市整備部・生活環境部 他)	
	改善の取り組みの概要	年次計画
	新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備に伴い、集約後の売却可能な用地について、財源確保を図る観点から、時期を捉えて売却する。また、売却する際には、周辺環境との調和や良好な住環境の確保、優良企業の誘致などの観点から、地区計画制度等の活用もあわせて検討する。そのほか、新川市営住宅跡地をはじめとする、その他の市有地についても、同様な手法により検討する。	平成23年度から検討・売却 平成24年度に検討・売却(市営住宅跡地)
平成24年度までの実績と取り組み効果		
	新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の集約対象施設である総合保健センターの用地については、当該施設の機能を維持しつつ、一部売却した。その他用地の売却時期や利活用の方向性については、未定であり、周辺環境との調和や良好な住環境の確保、地区計画制度等の活用などにより、利活用の方向性を検討していく。 「三鷹市都市再生ビジョン」における、公共施設の再生・再配置に関する方針に示された5つの視点のうち、経済性の視点を重視し、売却による財源確保を図るため、平成23年度に上連雀三丁目用地を売却するとともに、都市計画道路整備事業用地として、堀合遊歩道用地の一部売却を行った。そのほか、平成24年度に、新川一丁目用地(新川市営住宅跡地)の利活用について検討を進めた結果、「エコタウン新川一丁目地区」として環境に配慮したまちづくりの視点をもつ住宅用地として売却した。	

体系6 持続可能なサステナブル都市の創造に向けた環境等における取り組み

改善項目	1 「サステナブル（持続可能）都市三鷹」の研究と推進 （生活環境部環境政策課・都市整備部・企画部企画経営課）	
改善の取り組みの概要		年次計画
三鷹まちづくり総合研究所における「サステナブル都市三鷹研究会」での研究を通して、市独自のサステナブル都市の方向性と施策を検討する。環境問題や経済の活性化、社会問題の解決に向けたサステナブル（持続可能）な都市の創造を目指し、市民・団体・事業者などと協働して研究・検討を行う。また、省エネルギーの取り組みと再生可能エネルギーの利用拡大、快適な歩行・自転車走行空間の整備のほか、自然の保護や文化・経済の育成など、庁内検討チーム等により多岐にわたる分野の施策を検討し、環境に配慮した施策の推進や市有地を活用したスマートコミュニティなどサステナブル都市の創造を推進する。		平成 23 年度に研究 平成 24 年度に検討・推進 平成 25 年度から推進
平成 24 年度までの実績と取り組み効果		
三鷹まちづくり総合研究所「サステナブル都市三鷹研究会」で作成した報告書（平成 23 年 12 月）を踏まえ、平成 24 年度は、職員で構成する検討チームを再編して検討を進め、平成 25 年 1 月に第 1 次報告書を作成した。検討にあたっては、「環境保全」「緑・農地の保全」「経済発展」「社会・文化」「交通・エネルギー」の 5 つの視点を統合的に包含した政策をサステナブル都市政策と位置づけて、具体的な事業について検討を行った。39 事業を選抜し、13 事業について、サステナブル的な視点から検討を行い、考え方や効果などをまとめた。平成 25 年度は、この報告書を踏まえ、実際の政策に結びつくような提案を行う。		

体系7 コミュニティ創生による「市民力」を高める協働の深化

改善項目	1 コミュニティ創生の研究と推進 （生活環境部コミュニティ文化課・健康福祉部地域福祉課）	
改善の取り組みの概要		年次計画
三鷹まちづくり総合研究所における「コミュニティ創生研究会」での研究を通して、地域ケアネットワーク、災害時要援護者支援事業、がんばる地域応援プロジェクト、買物環境の整備等の地域の支え合い事業を踏まえ、地域の関係性の希薄化等の地域のさまざまな課題に対し、住民協議会、町会・自治会、市民活動団体やコミュニティ・スクール、商工業者等の新しい公共の多様な担い手との協働による地域のつながりを深め、新たな共助の仕組みづくりを進める。また、新たな支え合いにより課題解決に向けた検討を進め、明らかになった課題に対して、その解決策となる新たな事業の展開を図る。		平成 23 年度から検討・推進
平成 24 年度までの実績と取り組み効果		
平成 23 年度は、庁内検討チームを立ち上げるとともに、三鷹まちづくり総合研究所「コミュニティ創生研究会」を設置し、その検討結果を報告書にまとめた。こうした取り組みを踏まえ、平成 24 年度は、町会・自治会、NPO 等市民活動団体の持続可能な活動のあり方について検討するために、庁内プロジェクト・チームを再編し、各団体から現状と課題等のヒアリングを行い、学識経験者の意見を踏まえて今後の方向性をとりまとめた報告書を作成した。 さらに、平成 24 年度は、(株)まちづくり三鷹と連携して、総務省事業を活用した三鷹コミュニティ創生プロジェクト事業を実施し、ICTを活用した災害時情報伝達システム及び災害時要援護者支援システムの構築に取り組んだ。 コミュニティ創生の推進事業については、平成 25 年 3 月に、地域ケアネットワーク事業の拠点として、市内 5 か所目となる「連雀・地域ケアネットワーク」を設立するとともに、見守りネットワーク事業の充実に取り組んだ。がんばる地域応援プロジェクトについては、助成金交付要綱を見直す中、好事例の共有による他団体の活動の活性化に取り組んだ。		

体系8 「職員力」を高める人財育成の充実

改善項目	1 人財マネジメントの効率的な推進（総務部職員課）	
改善の取り組みの概要		年次計画
組織力の維持向上とさらなる活性化を図るため、戦略的視点に立った職員定数の見直し及び適正配置など人財マネジメントの効率的な推進を図る。 ①事務事業の見直し、業務の委託化、再任用化等を進めることにより職員定数を見直し、職員のモチベーションを確保しつつ、機動的かつ効率的な組織運営を進めるとともに、権限移譲等による新たな行政需要に適切に対応するため、職員の適正配置を図る。あわせて、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備に伴う施設の管理運営のあり方なども踏まえ、組織の見直しを行うとともに職員定数の見直しを検討する。 ②将来的な職員年齢構成を視野に入れながら、計画的に職員採用を実施する。 ③再任用職員については、定年延長等の国の動向を注視しつつ、職員の知識・経験・技術の継承が適切に行われるよう適正な配置を進める。		平成23年度から①見直し、②計画的実施、③適正配置
平成24年度までの実績と取り組み効果		
職員定数については、各部とのヒアリング結果に基づき、業務の見直し・委託化等により、さらなる見直しを行った。計画的な職員採用については、専門職試験（化学技術及び保育士）を実施し、組織における専門性の確保を図った。また、20人の定年退職者のうち12人の再任用を行い、蓄積された知識・経験・技術を活用した人事配置を行った。		

体系9 基礎自治体としてのセーフティーネット機能の確立

改善項目	1 セーフティーネット機能の拡充に向けた庁内連携体制の強化 （健康福祉部・生活環境部・子ども政策部・教育部）	
改善の取り組みの概要		年次計画
市民の暮らしを守るセーフティーネット機能を拡充し、生活に困窮した方が相談しやすい体制の強化に取り組む。 福祉総合窓口の機能強化を図るとともに、関係各課が横断的な連携を充実させることにより庁内連携体制の強化を図る。特に、セーフティーネット機能を果たす諸施策をより一層周知するため、保健・医療・福祉・教育はもちろんのこと、経済的自立に向けた就労に関する取り組みなど、情報の共有・一元化を進めるとともに、ハローワーク等関係機関との連携を強化する。		平成23年度に検討 平成24年度から推進
平成24年度までの実績と取り組み効果		
福祉総合窓口をはじめとした庁内連携体制を充実するとともに、ハローワーク三鷹や社会福祉協議会等関係機関と協働して日常生活困難者の相談や支援を進めた。 また、子どもへの支援については、スクールソーシャルワークを行う相談員を2人体制に変更し、「三鷹市子ども家庭支援ネットワーク」のメンバーとして、問題を抱えた子どもについて情報共有を図り、子どもの背景にある家庭環境の支援にも取り組んだ。		

体系 10 情報システムの再構築と最適化に向けた取り組み

改善項目	1 情報システムの再構築と行政事務の効率化（企画部情報推進課）	
改善の取り組みの概要		年次計画
情報システムを更新する際に調達や委託管理などを見直し、経費の削減及び行政事務の効率化を図る。 ①基幹系システムの再構築及び安定稼働を実現するとともに、従来の契約方法の見直しを行い、認証基盤システム(文書管理システム・人事給与システム・庁内グループウェア等)の再構築を実施する。 ②システムの構築、更新の際にはシステムの標準化・共同化やクラウドサービスの導入を検討する。 ③地震などの災害時においても市民サービスの継続、システムの早期復旧を行うことができるよう、データセンターの活用について検討し、安全的かつ効率的なシステム導入を図る。 ④庁内 PC 環境の改善のため、認証や機能(権限)の制限を設定した統一環境を再構築するとともに、庁内パソコンの一括入れ替えを実施する。		平成 23 年度から①運用・再構築検討、②③④検討 平成 24 年度に①開発 平成 25 年度に①運用、②③随時実施、④開発
平成 24 年度までの実績と取り組み効果		
平成 24 年 10 月から、新しい認証基盤システム及びLGWAN-ASP^(*)型の財務会計システムに移行した。なお、財務会計システムについては、これまでの所有型からサービス利用型へ移行したことで、契約にあたり旧システムと比較して約 3,800 万円のコスト削減を実現するとともに、保守・運用に関するコストや手間を大幅に省くことが可能となった。 (*)全国の地方自治体間を相互接続した安定性の高い回線を利用したクラウド型のサービス		

体系 11 柔軟で機動的な推進体制の整備及び透明で公正な行政の推進

改善項目	1 組織見直しによる柔軟で機動的な推進体制の整備 (企画部企画経営課・都市再生推進本部)	
	改善の取り組みの概要	年次計画
	第4次基本計画の最重点・重点プロジェクト及び緊急プロジェクトを推進するとともに、行財政改革の推進を確実にを行うため、柔軟で機動的な組織づくりを行う。また、国や東京都、社会情勢の変化に迅速に対応できるよう、事務分掌の見直しを含め、新たな事業の展開や課題に対する組織の見直しを図る。 ①新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備に伴い、指定管理者制度の導入による管理運営のあり方などとあわせて組織の最適化に向けた検討を行う。 ②東京都からの受託水道事業の事務委託解消に伴い、事務委託解消後も、震災時における応急給水を担う部署や水に係る事業の再編等効率的な組織のあり方を検討する。(再掲・体系3-4) ③事務の権限移譲や、社会情勢の変化等に的確に対応するため、必要に応じて組織の見直しを行うことにより、効率的な行政運営を図る。	平成 23 年度から①検討、②検討、③実施 平成 24 年度に②実施
平成 24 年度までの実績と取り組み効果		
新川防災公園・多機能複合施設(仮称)における指定管理者の業務範囲の方針等を定めた管理運営方針(平成 24 年3月策定)に基づき、庁内連携を図り、施設開設後の効率的・効果的な管理運営体制の構築に向け、管理運営計画の検討を進めた。引き続き、本計画の検討を進める中で、指定管理者業務の範囲とあわせて、組織のあり方についても検討を進める。 水道事業の東京都への完全移管に伴い、三鷹市組織条例を改正して平成 24 年4月に水道部を廃止し、今後の東京都等との連絡調整及び災害時における応急給水を都市整備部水再生課が担うこととした。また、水再生課の係の名称を変更するとともに、都市整備部まちづくり推進課に「再開発係」を新設、教育委員会事務局に国体推進室「総務係」「競技係」を新設した。		

(4) 主な「重点課題」の達成状況

体系1 コスト削減の徹底と施策の重点化による行政のスリム化

改善項目	4 行政サービスの適正化の推進 (1) 各種料金、手当・補助金等の適正化 (企画部企画経営課・企画部財政課・健康福祉部・子ども政策部)	
改善の取り組みの概要		年次計画
これまでの「事務事業総点検運動」の検討を踏まえ、今後の行政サービスのあり方を検討するために、「持続可能な行政サービスのあり方に関する検討チーム(仮称)」を設置する。本人負担や所得制限等も含めた今後の施策・サービスのあり方について、事業目的、内容、効果等を検証し、各種手当・補助金等の支給基準等を含めて検討する。 ①保育所保育料は、負担金収入の低所得者層への福祉サービスとしての配慮を確保しつつ、国や東京都の動向を見極めながら、受益と負担のバランスを考慮した認可保育所の保育料の適正な負担のあり方について検討し、見直しを図る。 ②学童保育所育成料は、受益と負担のバランスを考慮しながら、適正な負担割合について検討し、見直しを図る。 ③各種手当・補助金等の市単独支給及び国・東京都との重複支給等の状況を把握し、見直しを行うなど適正化を図る。		平成23年度に ①②見直し検討、 ③調査検討 平成24年度に ①見直し検討、② 実施、③検討・試 行 平成25年度に ①③実施、②継 続
平成24年度までの実績と取り組み効果		
持続可能な行政サービスのあり方に関する検討チームによる検討を踏まえ、平成25年度から「対話による創造的事業改革手法」を試行することとした。これにより、サービスのあり方について市内統一的な「基準」に基づいた事業目的、内容、効果等の検証をめざして試行に取り組む。 保育所保育料については、保育所運営の経費負担の適正化を図るため、市内検討組織で保育に係る受益者負担のあり方等の検討を行い、平成25年4月から改定することとした。また、学童保育所保育料については、平成24年6月より改定するとともに、減免措置についても見直しを行った。 一方、市内障害福祉サービス事業所に対する施設借上げ補助については、そのあり方を見直し、平成25年度から補助金を廃止した。また、平成24年4月から「三鷹市心身障がい者福祉手当」における併給制限を実施した。高齢者入院見舞金については、高齢者数の増に伴う社会情勢の変化や、他市の状況等を総合的に勘案し廃止した。なお、障害者総合支援法の施行に伴い、「難病等も障害に含める」とこととなったが、その詳細は今後の見直しに持ち越されたため、国の動向に注視しながら適正化に向けた取り組みを進める。		

改善項目	4 行政サービスの適正化の推進 (2) 市保有宿泊施設のあり方の検討 (市民部市民課・教育部総務課・健康福祉部地域福祉課・健康福祉部高齢者支援課)	
	改善の取り組みの概要	年次計画
	「箱根みたか荘」及び「川上郷自然の村」について、平成 25 年度末に指定管理期間が満了することに伴い、施設の老朽化が進んでいることによる施設更新経費が見込まれることや、利用状況及び経営状況等を踏まえ、抜本的な見直しを含め、宿泊施設に係る市民サービスの今後のあり方を検討する。 宿泊施設のあり方を検討することにあわせ、施設利用者助成事業についても再構築を図る。	平成 23 年度から検討 平成 25 年度に準備
	平成 24 年度までの実績と取り組み効果	
	平成 24 年度に、「市保有宿泊施設・校外学習施設のあり方検討チーム」を設置し、全庁的な取り組みとして、箱根みたか荘及び川上郷自然の村の今後のあり方を検討した。検討の結果、箱根みたか荘については、平成 25 年度末の指定管理期間満了にあわせて施設を廃止し、売却処分とすることが妥当であるとの報告を行った。 一方、川上郷自然の村について、施設運営を継続するが、平成 26 年度以降の指定管理者の指定にあたっては期間を3年とし、施設の運営状況等を検証しつつ、継続して今後のあり方を検討することとした。今後は、経営改善の検討を行うとともに、指定管理者との連携強化による広報活動の充実やサービスの向上などによる効果的な運営に取り組む。	

体系2 財政基盤の強化を図るための歳入確保に向けた工夫

改善項目	4 各種料金・手数料等の見直しの推進 (3) 国民健康保険税の見直し（市民部保険課）	
	改善の取り組みの概要	年次計画
	国民健康保険は、医療費の増加などにより一般会計から多額の繰り入れを行うなど、財政運営が厳しくなっていることから、安定かつ健全な事業運営を図るため、市民の負担の公平性及び国民健康保険税の負担の適正化を考慮し、国民健康保険税の見直しを検討する。見直しにあたっては、保険税収納率の向上や、特定健診の受診促進による病気の早期発見、ジェネリック(後発)医薬品の利用促進等による医療費の抑制、健康管理の啓発に努め、国民健康保険事業の健全運営のため市民への啓発をあわせて行う。	平成 23 年度から適正化推進 平成 24 年度に保険税改定
	平成 24 年度までの実績と取り組み効果	
	平成 24 年度は、課税限度額及び均等割額の引き上げを実施し、一般会計からの繰入額抑制に努めた。また、医療費適正化の取り組みとして、電子請求レセプトを利用したジェネリック医薬品利用差額通知を年3回送付した。医療費通知についても、世帯単位から個人単位での通知にするなど改善を図り、加入者の健康意識啓発に努めた。	

改善項目	(4) 市立駐輪場の料金体系の適正化（都市整備部道路交通課）	
改善の取り組みの概要		年次計画
駐輪場整備基本方針に基づき市立駐輪場の再整備を順次実施する。また、利用者の負担と事業運営の健全化のバランスを考慮し、利便性の高さ等に応じた料金体系の適正化を図る。		平成 23 年度に基本方針策定 平成 24 年度に三鷹駅周辺の実施 平成 25 年度に三鷹台駅・井の頭公園駅・つつじヶ丘駅周辺の実施
平成 24 年度までの実績と取り組み効果		
平成 23 年度に策定した三鷹市駐輪場整備基本方針に基づき、平成 24 年 4 月に三鷹駅周辺の駐輪場について再整備し、有料化を実施するとともに、井の頭公園駅、つつじヶ丘駅周辺の駐輪場についても再整備し、平成 25 年度からの有料化に向けて取り組みを進めた。		

体系 3 危機管理能力の向上

改善項目	3 危機管理・リスクマネジメント体制の強化・拡充 (1) 非常時における広報活動の強化 （企画部秘書広報課・総務部防災課・生活環境部安全安心課）	
改善の取り組みの概要		年次計画
非常時に市民に伝えたい情報が迅速かつ正確に伝わるよう、広報活動を強化する。 ①報道機関からの問い合わせ等への適切な対応を行い、広報紙掲載情報の迅速かつ正確な収集・整理・発行を行う。また、状況に応じて災害用ホームページへの切り替えや、ツイッター、ケーブルテレビ、FM 放送、市内掲示板等、多様な広報媒体を活用することにより必要な情報を迅速かつ正確に提供する。 ②東日本大震災の経験を踏まえ、防災行政無線の機能向上を図るとともに、災害時に活動する団体の事務所又は代表者等に市の情報を伝達できる手法の導入を検討する。 ③安全安心メールの活用や青色回転灯パトロール車による広報活動を実施する。		平成 23 年度に①②③検討・実施 平成 24 年度から実施
平成 24 年度までの実績と取り組み効果		
報道機関等への迅速かつ適切な対応を図るとともに、市民への情報提供の充実に向けて広報紙、ホームページ、ツイッター等の各種広報媒体の適正な運用を図った。また、平成 24 年度は、防災行政無線などの緊急情報を(株)JCN武蔵野三鷹のデータ放送画面で文字放送を開始し、防災行政無線の音声聞き取りづらい地域への対応を行った。 防災行政無線の戸別受信機を災害時応援協定団体施設などに増設し、情報発信の拡充に取り組むとともに、青色回転灯パトロール車による広報活動等を実施し、安全安心の啓発の取り組みを行った。		

改善項目	3 危機管理・リスクマネジメント体制の強化・拡充 (2) 災害時における関係機関との連携強化（総務部防災課）	
改善の取り組みの概要		年次計画
東日本大震災の経験を踏まえ、防災拠点における災害時医療活動、避難所運営等への市民の関心が高まっていることから、関係機関及び各避難所運営連絡会におけるこれらの課題解決に向けた取り組みを強化するとともに、機関連携活動時に必要な活動資機材を配備する。自衛隊や防災機関及び応援協定締結団体等との連携活動が迅速かつ確実に実施されるよう、隔年で防災関係機関連携訓練を実施する。		平成 23 年度から防災関係機関連携訓練隔年実施
平成 24 年度までの実績と取り組み効果		
平成 24 年度は、防災関係機関連携訓練を災害対策本部運営訓練とあわせて実施し、自衛隊を含む 48 団体 376 名の参加があり、関係機関及び団体との情報連絡体制や応援協力の手順などの検証・確認を行った。また、医療救護所設置運営訓練を 2 か所で実施するとともに、女性等の視点を踏まえた避難所運営について地域防災計画に反映し、取り組みを開始した。		

改善項目	(3) 学校及び児童施設等における危機管理体制の整備 (子ども政策部子ども育成課・子ども政策部児童青少年課・教育部指導課)	
	改善の取り組みの概要	年次計画
	災害発生時において、学校及び児童施設等における危機管理体制を整備する。 ①保育所及び学童保育所においては、子どもの安全の確保及び保護者の帰宅困難等に適切に対応するため、「災害時行動マニュアル(仮称)」を策定する。また、その他の児童施設等における子どもや保護者の安全を確保するための体制等について検討する。 ②小・中学校においては、学校安全計画を各学校で見直し、避難訓練の方法や指示系統・連絡体制を確認・改善する。また、施設・設備の安全点検を行うとともに、学校生活における安全に関する指導など、教職員の研修の充実・改善を図る。	平成 23 年度から①検討、②検証・改善 平成 24 年度に①策定 平成 25 年度から①運用
平成 24 年度までの実績と取り組み効果		
平成 24 年度に、保育所については、公立保育園の園長を中心とするプロジェクト・チームを組織し、保育・栄養・保健の専門性を活かした「三鷹市立保育園危機管理マニュアル」を策定した。マニュアルについては、安全管理の推進に向けて、希望のある市内の子育て施設に配布した。また、学童保育所については、指定管理者の意見を聴きながら、「三鷹市学童保育所災害時行動マニュアル」を策定した。児童館については、「三鷹市児童館災害時行動マニュアル(仮称)」の策定に向けた検討を行った。 一方、各学校では、学校安全計画を見直し再編成するとともに、様々な場面を想定した避難訓練の実施や災害発生時の指示・連絡体制の確認・改善を行った。また、施設・設備の安全点検を継続して実施するとともに、学校管理職、生活指導主任等を対象にした危機管理等に関する研修を実施した。		

体系4 公共サービスのあり方の検討と民営化・委託化の推進

改善項目	4 学校給食の充実と委託化の推進（教育部学務課）	
改善の取り組みの概要		年次計画
「学校給食の充実と効率的運営に関する実施方針」に基づき、安全でおいしい学校給食の充実と効率的な運営を図るため、自校方式による学校給食調理業務の委託化、多様な給食形態の提供などを積極的に推進する。		平成23年度に2校委託 平成24年度に1校委託 平成25年度に1校委託
平成24年度までの実績と取り組み効果		
自校方式による学校給食調理業務委託を平成24年4月から新たに1校実施し、委託実施校は計9校となった。また、平成25年4月から、さらに1校実施するための事業者選定を行った。今後も、委託実施校ごとに設置している学校給食運営協議会において、委託運営状況を確認しつつ計画的に委託化を進めていく。		

改善項目	5 効率的な保育園の運営の推進（子ども政策部子ども育成課）	
改善の取り組みの概要		年次計画
待機児童解消を図るため、保育定員の拡充に取り組むとともに、効率的な保育園の運営を推進する。 ①保育需要に合わせた保育園の適正配置及び年齢別の保育定員の適正化を行う中で、既存の保育園の統合も含めて検討する。 ②老朽化した保育所の建替えなどの際に、定員拡充を図るとともに公設民営化を検討する。 ③国や東京都の補助金を活用し、保育事業者の認可保育所の開設を誘導する。 ④用務業務又は調理業務の委託化について、再任用・嘱託・臨時職員化も検討しながら実施する。 ⑤受益と負担の公平性の見地から、保育所保育料の見直しを検討するとともに、収納率の向上を目指す。（再掲・体系1-4、2-2）		平成 23 年度から①年齢別保育定員の適正化の検討、②南浦西建替え、③認可園開設支援、④検討、⑤見直し検討 平成 24 年度から①②三鷹台団地子育て支援施設等の検討、③認可園3園開設、④検討・実施 平成 25 年度に①1園実施、②新施設移転定員拡充、③定員増加、④検討・実施、⑤実施
平成 24 年度までの実績と取り組み効果		
待機児童解消を図るため、国や東京都の補助金を活用した私立認可保育所の開設支援、認証保育所の開設支援、市立保育園の保育年齢の拡充や運用定員の弾力化等により、58 人の定員数の増加を図った。また、平成 25 年4月開設予定の南浦西保育園について、効率的な運用を図るため、保育園の運営を三鷹市社会福祉事業団に委託するとともに、待機児童解消を図るため保育定員を 92 人から 116 人に増員を行った。 保育園の用務業務については、平成 24 年度から再任用化を図った。保育所保育料は、受益と負担のバランスを考慮し平成 25 年4月から改正することとした。また、過年度分の収納率の向上のため、給与差押予告通知を送付するなどの取り組みを行った。 三鷹台団地周辺地域の土地利活用や公共施設の整備・再配置の具体的な計画を示した「三鷹台団地周辺子育て支援施設等整備・再配置基本プラン」を作成し、三鷹台団地内の「牟礼・三鷹台団地周辺地区」に乳児園である三鷹台保育園と幼児園である高山保育園の統合保育園を整備することとした。		

体系6 持続可能なサステナブル都市の創造に向けた環境等における取り組み

改善項目	2 エネルギーコストマネジメントの推進 (3) 公共施設の電力供給手法の多様化（総務部契約管理課）	
改善の取り組みの概要		年次計画
一般電気事業者（東京電力）からのみ調達していた電力について、その供給元を複数の事業者が参加する入札等によって選択することにより、特定規模電気事業者（PPS）からの電力供給を受けることで、公共施設で導入に向けた試算を行い、その中で財源的な効果を見込むことができる施設での導入を検討する。		平成 23 年度に検討 平成 24 年度に試行 平成 25 年度から検証・改善
平成 24 年度までの実績と取り組み効果		
平成 23 年度に、市立小・中学校で新電力（特定規模電気事業者）からの電力調達を開始した。 平成 24 年度は、4 月からコミュニティ・センター、平成 25 年 3 月から三鷹市民センターで新電力からの電力調達を開始したほか、市立小・中学校についても引き続き新電力からの電力調達を行うこととし、これら 3 件の合計で年間約 1,179 万円の電気料金の節減効果を見込んでいる。		

体系7 コミュニティ創生による「市民力」を高める協働の深化

改善項目	3 三鷹まちづくり総合研究所及び三鷹教育・子育て研究所の活用 （企画部企画経営課・教育部総務課）	
改善の取り組みの概要		年次計画
三鷹ネットワーク大学推進機構に設置した三鷹まちづくり総合研究所及び三鷹教育・子育て研究所において、政策課題等の解決や新たなまちづくりに向けたシンクタンク機能を活用する。学識経験者や市民と職員が協働で市の政策研究や教育・子育て支援の調査研究事業、人財育成事業の積極的な展開を図る。		平成 23 年度から推進
平成 24 年度までの実績と取り組み効果		
三鷹まちづくり総合研究所事業において、「オープンソース・ソフトウェアを活用した地域活性化に向けた研究会」を開催し、報告書を作成した。その他、文部科学省の受託事業としてコミュニティ・スクール研究会を設置し、「地域とともにある学校づくり、学校からのまちづくりの推進に関する調査研究」をテーマにコミュニティ・スクールの意義や効果等について調査・分析を行った。 また、教師力養成講座など、三鷹教育・子育て研究所の人財育成機能を活用した講座等の充実により、三鷹市のめざす教育を実現するための人財育成に取り組んだ。		

体系9 基礎自治体としてのセーフティーネット機能の確立

改善項目	2 生活保護受給者の自立促進と適正な制度運用（健康福祉部生活福祉課）	
改善の取り組みの概要		年次計画
増加する生活保護世帯に対し、経済的な自立の支援や、多様な困難を抱える世帯に対する日常生活や社会生活の自立を支援する。自立支援プログラムに基づき、必要な支援を組織的に実施するとともに、就労支援担当地区担当員及び就労支援員等の自立支援員を配置するなど、実施体制を整備する。 また、収入状況の把握や年金申請の支援及び医療扶助の適正化を図ることにより、生活保護のより一層の適正な運用を推進する。		平成 23 年度に就労支援による年間就労者数 55 人 平成 24 年度に 60 人 平成 25 年度に 65 人
平成 24 年度までの実績と取り組み効果		
生活保護受給者に対する自立支援体制を強化して 2 年目となる平成 24 年度は、新規就労者数 68 人と着実に自立支援を推進した。なお、就労自立による保護廃止により、年間概算削減額は 1 億 720 万円であったと見込まれる。 また、年金・資産調査員による新規の年金手続き補助件数が増えるなど生活保護制度以外の他法他施策の活用に努めるとともに、ジェネリック医薬品への転換等による医療扶助の適正化を図った。		

(5) 主な「推進課題」の達成状況

体系2 財政基盤の強化を図るための歳入確保に向けた工夫

改善項目	7 国及び都の補助金・交付金等の有効活用	
	(1) 国の補正予算に伴う交付金等の既存事業への積極的な活用 (企画部財政課 他)	
改善の取り組みの概要		年次計画
国あるいは東京都の補助金・交付金について、補助メニューに合わせて市が施策を選択するのではなく、市の施策に合致する補助メニューを活用できるよう国や東京都との調整を図り、一般財源を抑制しながら、市民サービスのための財源として確保するよう努める。特に、国の補正予算に伴う交付金等については、各部において情報収集に努め、市としても補正予算計上を行うなどしながら、積極的な活用を図る。		平成 23 年度から実施
平成 24 年度までの実績と取り組み効果		
平成 25 年度予算において、国の経済危機対応・地域活性化予備費により継続することとなった緊急雇用創出事業臨時特例補助金の活用を図った。さらに、学童保育所整備やスポーツ祭東京 2013(東京多摩国体)開催にあたり、都補助金を積極的に活用し、財源確保を図った。		

体系4 公共サービスのあり方の検討と民営化・委託化の推進

改善項目	10 外郭団体等への適切な支援 (1) 外郭団体等における基金等の活用・運用の検討（企画部企画経営課・生活環境部コミュニティ文化課・生活環境部生活経済課）
改善の取り組みの概要	
年次計画	
公益法人制度改革に伴い、外郭団体(三鷹市芸術文化振興財団、三鷹国際交流協会、三鷹市勤労者福祉サービスセンター)の基本財産及び内部留保資金の適正化を図り、各年度の市からの助成金の縮減を図る。 基本財産については、純資産の法定最少額を踏まえながら減額するとともに、内部留保資金についても必要最小限の額に留めるよう協力を求める。 また、その他の財政援助団体についても、繰越金や内部留保資金の適正化を図ること、各年度の助成金の削減への協力を求める。	
平成 23 年度から実施	
平成 24 年度までの実績と取り組み効果	
平成 25 年3月に、三鷹国際交流協会と「公益財団法人三鷹国際交流協会における基本財産に関する覚書」を締結し、平成 25 年度から基本財産について段階的に取り崩し、歳入予算に繰り入れて各年度の事業費に充当することとした。 三鷹市芸術文化振興財団については、引き続き、基本財産の取り崩しを行い、補助金の一部に充当することで助成金の縮減を図った。また、三鷹市勤労者福祉サービスセンターについては、引き続き、内部留保資金の一部を補助金と相殺することで、内部留保資金の適正化を図っている。	

改善項目	11 事務事業の外部委託化の検討と推進（総務部契約管理課・都市整備部まちづくり推進課）	
改善の取り組みの概要		年次計画
事務事業の効率化と経費削減を図るため、委託化に向けた検討を行う。 ①公用車の保有、管理運用については、年間を通じた総価契約で行ってきたマイクロバスの借上げを、運用実績に基づいた回数による契約(単価契約)に変更する。 ②市営住宅、市民住宅については指定管理者制度の運用等について見直しを検討する。		平成 23 年度に ①検討、②調査研究 平成 24 年度から①実施、②調査研究
平成 24 年度までの実績と取り組み効果		
マイクロバスの借上げについては、平成 24 年度から運用実績に基づいた回数による契約(単価契約)に変更した。 平成 25 年度末をもって契約期間が終了する駅前市民住宅の指定管理者制度については、管理委託内容や価格等の検討を行った。また、年度ごとに指定管理者制度の運用状況について評価を行い、費用対効果等について検討した。		

体系 6 持続可能なサステナブル都市の創造に向けた環境等における取り組み

改善項目	3 環境活動の推進 (1) 環境マネジメントシステムの推進とあり方の検討 （生活環境部環境政策課・教育部総務課）	
改善の取り組みの概要		年次計画
市民・事業者等への率先行動として本庁舎等で ISO14001 認証を取得し環境マネジメントシステム(EMS)を導入、定期審査・更新審査を受審し継続的改善を行う。簡易版 EMS も、3 年ごとの認定審査を行い着実な運用を進める。学校版 EMS については、モデル校での実施を評価・検証し、必要な見直しを行ったうえで、全市立小・中学校への導入を図り、推進していく。これらの取り組みを通して環境保全の意識を浸透するとともに、着実な環境負荷低減への取り組みにより、エネルギーの削減を図る。 なお、システムの安定的な運営が定着した後は、認証取得の継続の可否を含め、今後の取り組みのあり方について検討する。		平成 23 年度から推進(定期審査) 平成 24 年度に更新審査
平成 24 年度までの実績と取り組み効果		
平成 24 年度における本庁舎等の環境マネジメントシステム(EMS)は、外部審査機関による更新審査を受審し、認証登録の継続が認められた。また、簡易版環境マネジメントシステムは、28 施設を対象とした3年に1度の認定審査を行い、すべての施設において適正に運用されていることを確認した。今後もさらなる継続的改善と検討を行う。 学校版 EMS については、簡易版環境マネジメントシステムとして全小・中学校で基本目標等の設定、教職員の研修の実施、学校ごとに環境関連法規制チェックシートの作成など運用を開始した。今後は、実態にあわせた様式及び手引きについて必要な見直しを行うとともに、児童・生徒の主体的な取り組みを奨励する表彰制度を導入する。		

改善項目	3 環境活動の推進 (2) 環境基金活用の推進（生活環境部環境政策課）	
	改善の取り組みの概要	年次計画
	市民・NPO・事業者等が行う高環境の創出に資する先導的な活動を支援し、クリーンな自然エネルギーの導入による地球温暖化防止活動を進める。 太陽光発電設備や高効率給湯器などの再生可能エネルギー設備の導入助成事業については、今後、市民の設備設置の動向を踏まえ検証していくほか、環境基金を活用した先導的な環境活動への支援を実施する。	平成 23 年度から実施・検証
	平成 24 年度までの実績と取り組み効果	
	平成 24 年度は、環境基金を活用した事業として、太陽光発電設備や高効率給湯器などの導入助成を行うとともに、市民が行う環境活動への助成を行った。また、温室効果ガス排出量削減のさらなる推進を図るため、太陽熱利用システム導入助成金や環境に配慮した優良な戸建て住宅の開発の誘導に向けて、「創・蓄・省エネルギー」機器を導入する住宅開発事業者に対する奨励制度の創設について検討を進めた。	

改善項目	4 スーパーエコ庁舎の取り組みの検証と地球温暖化対策の推進 (生活環境部環境政策課)	
	改善の取り組みの概要	年次計画
	地球温暖化対策等の推進を目的に、市庁舎中庭の芝生化や壁面への太陽光パネルの設置、庁内窓ガラスの真空複層ガラス化などを実施し、エネルギーの削減、ヒートアイランド対策、省エネルギーへの意識啓発等を図った。これらの取り組みの検証を継続し、地球温暖化の要因となる温室効果ガスの排出量の削減とともに、市庁舎等の光熱水費の抑制を図る。	平成 23 年度から実施・検証
	平成 24 年度までの実績と取り組み効果	
	平成 24 年度は、公会堂の耐震工事等及び公会堂別館の建替え工事にあわせて、屋上緑化、LED 照明器具、高効率照明器具、真空複層ガラス、人感センサー、全熱交換換気などを導入し、地球温暖化対策を推進した。一方、本庁舎等についても、空調設備の熱源をガスから電気に変換するなど地球温暖化対策を着実に推進している。	

体系 7 コミュニティ創生による「市民力」を高める協働の深化

改善項目	4 市民との協働によるまちづくりの推進 (2) 市民会議、審議会等における無作為抽出による公募市民委員選任の推進（総務部職員課）	
	改善の取り組みの概要	年次計画
	広く市民の意見を市政に反映させる取り組みを進めるため、市民会議・審議会の市民委員の選任において、公募委員候補者名簿に住民基本台帳より無作為に抽出し同意のあった市民を登載する。 これにより、これまで市政に積極的に参加する機会の少なかった市民に対し参加しやすい場を創出するとともに、多くの市民意見の反映による協働のまちづくりを推進する。	平成 23 年度に推進・検証 平成 24 年度から推進
	平成 24 年度までの実績と取り組み効果	
	平成 22 年6月に作成した無作為抽出による公募委員候補者名簿の有効期間が、平成 24 年5月末で満了した。名簿登録について 111 人の同意を得て、登録されたすべての市民に公募委員等の就任依頼を行った結果、73 人に公募委員等として活躍いただいた。任期満了後のアンケート結果によると、市民会議等に参加した市民の約8割から、市政への関心が高まったという感想が寄せられた。 平成 24 年6月から2年間の新たな候補者名簿作成のため、18 歳以上の市民 1,000 人を住民基本台帳から無作為に抽出し、公募委員候補者の依頼を行った結果、80 人の同意を得て、名簿登録を行った。また、防災会議に新たに公募委員枠を設置し、名簿登録者から選任するとともに、特別職報酬等審議会の公募委員を名簿登録者から選任するなど、無作為抽出方式による市民参加の推進を図った。	

改善項目	5 パートナーシップの強化 (1) 外郭団体等との連携による協働事業の拡充（企画部企画経営課・生活環境部コミュニティ文化課・生活環境部生活経済課・健康福祉部地域福祉課・都市整備部緑と公園課 他）
	改善の取り組みの概要 年次計画
市の外郭団体等との連携により市民の活動支援や団体等との協働事業を推進する。 ①三鷹国際交流協会では、市内外国籍市民等の生活・教育支援及び災害時・緊急時支援等のほか、国際交流フェスティバルの開催など市民の交流の場の創出を推進する。 ②NPO 法人三鷹ネットワーク大学推進機構では、「三鷹まちづくり総合研究所」や「三鷹の森 科学文化祭」の開催など、三鷹ネットワーク大学推進機構とのさらなる連携による取り組みを推進する。 ③NPO 法人みたか市民協働ネットワークでは、市民協働センターの指定管理者として、市民、NPO・市民活動団体、町会・住民協議会などの活動や交流を支援し、新しい協働のあり方の検討や協働によるまちづくりを推進する。 ④芸術文化振興財団では、市民の芸術・文化に触れる機会の充実や市民ニーズを踏まえた良質な芸術・文化の鑑賞事業の実施に向けた文化行政を推進する。 ⑤NPO 法人みたか都市観光協会では、市内のさまざまな観光資源を活用・情報発信した都市型観光を推進する。 ⑥社会福祉協議会、社会福祉事業団との連携により、福祉施策の充実を図る。 ⑦NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会では、市民が花や緑の活動に参加できる仕組みづくりや場づくりを研究しながら、花と緑豊かな都市空間の創出に向けた市民参加の緑の活動による緑を通じたコミュニティの創出を推進する。	平成 23 年度から推進・拡充
平成 24 年度までの実績と取り組み効果	
三鷹まちづくり総合研究所事業として「オープンソース・ソフトウェアを活用した地域活性化に向けた研究会」の開催や市とNPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構との共催で「三鷹の森 科学文化祭」を実施するなど、協働の取り組みを推進した。 市民協働センターにおいては、平成 23 年度に引き続き、協働事業として「まちづくりディスカッション」を実施し、市民の市政参加機会の拡充を図った。また、芸術文化振興財団と連携を図り文化行政を推進するとともに、NPO法人みたか都市観光協会においては、ICT を活用した各種イベントや市内の観光スポットの情報発信等を行い、都市型観光の推進を図った。 社会福祉協議会、社会福祉事業団においては、地域に密着した団体及び関係機関との連携を図り、福祉施策の充実に向けた地域ケアネットワーク等の推進体制の整備を図った。 NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会と連携・調整を図りながら、市民緑化推進委員会等の市民との協働により、ガーデニングフェスタ 2012 を「第 29 回全国都市緑化フェア TOKYO」とあわせて実施した。また、市民との協働でめざす「緑と水の公園都市」の取り組みについて、第 32 回「緑の都市賞国土交通大臣賞」を受賞した。	

改善項目	6 協働の担い手の育成 (3) 子育てサポーターの育成（子ども政策部子ども育成課）	
改善の取り組みの概要		年次計画
子育て等に関する相談やアドバイスを行う人財を養成する援助会員の育成と援助活動の調整を行うファミリー・サポート・センター事業を進める。子育てサポーターの養成により、子育て家庭が必要とするサービスの拡充を図り、地域の子育てサポートリーダーの育成や協働型地域子育て環境の充実を図る。また、訪問型の障がい児保育や病児保育対応について検討する。		平成 23 年度に 試行 平成 24 年度から実施
平成 24 年度までの実績と取り組み効果		
ファミリー・サポート・センター事業における援助会員の中で十分に経験を積んだ会員を対象に、子育てサポーター養成講座を開催し、出前型ひろばでの体験参加等を通じ、子育てサポーターの育成を図った。平成 24 年度は 14 人が講座を修了したことから、今後とも地域における子育て支援の充実を図る。		

改善項目	(4) コミュニティ・スクールを基盤とした協働の推進（教育部指導課）	
改善の取り組みの概要		年次計画
コミュニティ・スクール委員会の機能充実を図るとともに、学校支援ボランティアの拡充により学校運営に地域人財の参画を促進する。地域ぐるみで学校を支援することで、学校を核とした地域コミュニティの形成や子どもたちを育む活動の推進、家庭・地域と一体になった学校の活性化を進める。 また、コミュニティ・スクールを支える学校支援者の組織化を支援するなどして、継続的かつ安定的な学校支援の条件整備を進める。地域との協働をより一層進め、学校を拠点とした地域活動を活性化することにより、学校を核とした地域コミュニティづくりを進める。		平成 23 年度から学校ボランティアの拡充・学校支援者の組織化の支援
平成 24 年度までの実績と取り組み効果		
平成 24 年度は、7 学園のコミュニティ・スクール委員会会長等を委員とした「三鷹コミュニティ・スクール推進会議」を開催し、各委員会の取り組みや課題についての情報共有を図り、7 学園に共通する課題や一部の学園固有の課題を整理し、解決策を協議することで、コミュニティ・スクール全体の機能充実につなげることができた。 また、コミュニティ・スクール委員会における広報活動の充実を図ったことで、地域協力者の拡大と学校支援者の拡大を図ることができた。		

体系 8 「職員力」を高める人財育成の充実

改善項目	4 人事任用制度の適正な運用・改善（総務部職員課）	
改善の取り組みの概要		年次計画
職員のモチベーションを高め、公務能率の向上、組織力の維持向上を図るため、職員の能力や業績を適正に評価する。人事考課結果を処遇に反映する新たな昇給制度の導入など、人事任用制度を継続的に検証し、改善していく。		平成 23 年度に 検証 平成 24 年度から検証・改善
平成 24 年度までの実績と取り組み効果		
人事考課の実施にあたり、新任の管理職職員対象の新任考課者研修及び全管理職職員対象の考課者研修を実施し、適正な人事考課に取り組んだ。 昇任昇格選考においては、受験者数、応募率ともに平成 23 年度を上回り、意欲・能力の高い職員の登用に向けた適正な昇任昇格選考を実施することができた。		

改善項目	5 職場環境の改善 (3) 職員提案制度の改善（企画部企画経営課）	
改善の取り組みの概要		年次計画
政策提案及び業務改善提案を職員や外郭団体職員から募り、実効性のある優れた提案を施策等へ反映を検討する。優れた提案については、市の施策や市民サービス向上の取り組みに反映させるため、各部署へ実現への検討を依頼するとともに、その後の実施状況等を調査することにより、制度に対する満足度の向上を図る。また、提案をきっかけとしたプロジェクトを推進する場合は、提案者もプロジェクトチームのメンバーに加えるなど、職員のモチベーション向上を図るとともに、庁内報の作成や庁内 LAN による周知の徹底を図る。提案部門については、政策提案及び業務改善提案以外でも政策課題のニーズにより単年度のみの提案も検討する。		平成 23 年度に制度検討 平成 24 年度から反映状況調査実施
平成 24 年度までの実績と取り組み効果		
平成 24 年度の職員提案は、政策提案部門 11 点、業務改善提案部門 4 点、あわせて 15 点の応募があり、うち政策提案部門で優良賞 2 点、努力賞 2 点、業務改善提案部門で努力賞 1 点が受賞となった。 また、職員提案の募集等を掲載している庁内報「みたか 未来への挑戦」について、紙配布を原則廃止し、データ掲示に変更したことで、写真のカラー表示など見やすくなり、より周知を図ることができた。 優れた提案については、関係課に施策への反映に関する検討を依頼しているところだが、さらに提案を施策等へ反映できるよう、反映状況調査を含め、手法を検討していく。あわせて、提案審査のあり方について見直しを検討する。		

体系 9 基礎自治体としてのセーフティーネット機能の確立

改善項目	3 緊急不況対策や緊急雇用事業等の推進（生活環境部生活経済課）	
改善の取り組みの概要		年次計画
市内事業者の人財確保、事業継続のための資金繰り、市民の就業を支援するため、関係団体との連携を強化する。 ①経済状況の低迷や東日本大震災の景気への影響等を考慮し、セーフティーネット保証制度や東日本大震災復興緊急保証制度を適切に運用する。 ②特定不況対策緊急資金(10 割利子補給)の継続、緊急雇用制度の活用による雇用の確保、就職支援セミナーや就職面接会などの就労支援事業の実施により、セーフティーネット機能の確保を図る。		平成 23 年度から①②実施
平成 24 年度までの実績と取り組み効果		
セーフティーネット保証制度、東日本大震災復興緊急保証制度については、認定事務を適切に行った。また、引き続き、特定不況対策緊急資金(10 割利子補給)のあっせん、緊急雇用制度の活用による雇用の確保、就職支援セミナー、就職面接会などの就労支援事業の実施を適切に実施した。 今後も、事業の周知に努めるとともに、不安定な景気動向等を注視し、関係機関と連携を図りながら雇用確保や就労支援に取り組んでいく。		

体系 10 情報システムの再構築と最適化に向けた取り組み

改善項目	4 地域情報化における民間活力の活用（企画部情報推進課）	
改善の取り組みの概要		年次計画
地域振興及び地域の ICT 事業者の育成・活用のため、地域の ICT 化に係る諸課題の把握、ICT 事業者の調整及びセキュリティ管理やネットワーク構築に実績のある(株)まちづくり三鷹を SI 事業者として活用することを検討する。「地域情報化推進協議会(仮称)」の運営やインターネット関連のセキュリティ診断、ネットワーク運用などの事業について、SI 事業者に委託化することなどにより、市の業務の効率化を推進する。		平成 23 年度に検討 平成 24 年度に実施 平成 25 年度から運用・改善
平成 24 年度までの実績と取り組み効果		
平成 24 年度は、SI 事業者(*)である(株)まちづくり三鷹と連携し、総務省事業である ICT 街づくり実証事業を受託し、駅前 Wi-Fi、IP 告知(買物支援・見守り)、要援護者支援、情報伝達制御の 4 つのシステムの構築を行った。また、厚生労働省の緊急雇用に関する補助金を活用し、ICT 人材育成事業(Ruby 講座)を行った。 今後の事業推進にあたっては、庁内の地域情報化プラン推進会議に加え、地域情報化推進協議会を中心とした民学産公の協働による事業の取り組みを進めるとともに、国の ICT 利活用に関する実証事業等の補助金を活用し検討を進め事業展開を図る。 (*)SI(System Integration/システムインテグレーション):SIとは、顧客の業務内容を分析し、問題にあわせた情報システムの企画、構築、運用、保守管理等を一括して行うこと。SIを行う事業者をシステムインテグレーターという。		

改善項目	6 市刊行物等の電子化の推進（企画部企画経営課・企画部情報推進課）	
改善の取り組みの概要		年次計画
市刊行物等の作成にあたり、電子化を進めることにより、印刷に係るコスト及び紙の使用量の削減を図る。各種計画等の冊子について、電子化(PDF 化)を原則としつつ、ホームページ等での閲覧の利便性を向上させるため、第4次基本計画の電子ブック化を試行し、その効果等について検証する。		平成 23 年度に検討 平成 24 年度から試行・検証・推進
平成 24 年度までの実績と取り組み効果		
情報収集の多様化に向けて、市政情報をより便利な方法で提供するため、第4次基本計画を含め、26 種類の市刊行物の電子ブック化を行い、市政情報デジタル化公開サイトに掲載して、計画冊子の作成を大幅に減少することができた。また、同公開サイトにおいて実施したアンケート調査に基づき、さらに電子化を推進する。 なお、第4次基本計画においては、第3次基本計画(第2次改定)の印刷製本費に比べて約 210 万円経費を削減した。 また、ペーパーレス化等による環境負荷の低減や事務の効率化をめざし、庁内の会議のあり方について、無線 LAN が利用できる環境(会議室等)の拡充やタブレット型端末を利用した会議の実現に向けた調査研究等を行った。		

体系 11 柔軟で機動的な推進体制の整備及び透明で公正な行政の推進

改善項目	3 地方自治法改正を踏まえた分権改革・制度改正への対応の推進 (1) 事務事業の権限移譲への適切な対応と地方自治法抜本改正への対応策の検討（企画部企画経営課）	
改善の取り組みの概要		年次計画
「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法及び第2次一括法）」の成立を踏まえ、義務付け・枠付けの見直し、東京都からの事務権限移譲に対して適切に取り組む。また、地方自治法改正に伴う基本構想策定義務の撤廃への対応及び同法の抜本改正を視野に入れた取り組みを進める。 ①平成 24 年度からの事務移譲を円滑に進めるとともに、特に都市計画法関連移譲事務のメリットを活かすよう取り組みを進める。 ②平成 25 年度から移譲される母子保健法、障害者自立支援法、社会福祉法、水道法関連事務については、平成 24 年度に東京都から十分な引継ぎを図り、平成 25 年度から円滑な実施を図る。 ③事務権限移譲によって新たに生じる経費については、その財源措置について、基準財政需要額の増額措置がなされるとしても、地方交付税の不交付団体を含め、すべての市町村に対し、必要な財源を確実に措置することを強く国及び都に対して求めていく。		平成 23 年度から①②引継準備、③要請 平成 24 年度から①実施 平成 25 年度から②実施
平成 24 年度までの実績と取り組み効果		
平成 24 年4月に組織規則を改正し、34 法律に係る権限移譲事務について所管を決定し、円滑な事務移譲を進めた。また、平成 25 年度からの事務移譲に向けて、東京都市長会の付属機関である企画財政担当部長会を通じて、東京都と調整を図るとともに、東京都から説明会及び研修等の実施を含め各担当部署で事務引き継ぎに向けた準備を行った。 権限移譲に伴う財源措置については、平成 23 年度に引き続き、東京都市長会を通じて東京都知事に要望書を提出するなど、積極的な対応を行った。		

改善項目	3 地方自治法改正を踏まえた分権改革・制度改正への対応の推進 (2) 地方税財政制度の改善要望（企画部財政課）	
改善の取り組みの概要		年次計画
真の地域主権の実現と、三鷹市の財政基盤の充実を図るため、地方税財政制度全般の改善について、財源を伴った権限の移譲を前提に、東京都市長会などを通じて国に対する要望を継続して行う。特に、社会保障関連経費の増大が市の一般財源を圧迫する中、地方交付税制度を含む経費負担のあり方について、抜本的な改善を要望する。また、地方に不利益が及ぶ税制改正については、都市部の自治体に十分配慮した制度設計を行うよう要望するなど、積極的な活動を展開する。さらに、東京都に対しても、都と市町村との関係について、適正な財源配分や財政援助のあり方の要望・意見表明を行う。		平成 23 年度から要望・意見表明
平成 24 年度までの実績と取り組み効果		
東京都市長会への要望に加え、総務大臣宛での「地方交付税不交付団体の立場からみた地方財政制度に関する課題とその対応への要望」を提出するなど、不交付団体を含めた都市財政の充実について要望した。引き続き、役割分担に見合う財源確保が図られるように、関係各方面へ要望していく。		

改善項目	4 広域連携の推進（企画部企画経営課・生活環境部ごみ対策課・総務部職員課）	
改善の取り組みの概要		年次計画
スケールメリットを生かした広域連携の取り組みを推進することにより、市民サービスの向上と経費の節減を図る。 ①四市行政連絡協議会（三鷹市、武蔵野市、小金井市及び西東京市）で進める行政サービスの提供や近隣市区との連携について、調査・検討を行うとともに、既に実施している図書館や校外学習・宿泊施設の相互利用の実施、公共施設利用のガイドマップの発行について、効果を検証しながら改善・拡充を進める。また、近隣市との公共施設の相互利用を通して、市民同士の交流及び職員の交流を推進し、行政サービスの相互利用に関する取り組みの評価・検証、市民満足度の向上や施設利用の促進を図る。 ②調布市と共同で設置している、ふじみ衛生組合を事業主体とする、新ごみ処理施設建設工事を進めるとともに、環境と安全に配慮した施設づくりを進める。また、施設の運営にあたっては、収集品目の統一化や持ち込みごみ処理手数料の見直しなどについて、ふじみ衛生組合及び調布市と協議を進める。 ③都内の市町村及び一部事務組合が共同して設置する東京都市町村公平委員会への加入について、専門性、効率性や広域的な対応による規模の利点などの観点から検討を行う。		平成 23 年度から①評価検証、②建設、③検討 平成 24 年度に②竣工 平成 25 年度から②運営
平成 24 年度までの実績と取り組み効果		
四市行政連絡協議会では、自治体クラウド及びシステム共同利用の適用可能性について調査・研究を行うとともに、職員の交流を推進した。また、4市公共施設利用ガイドマップの発行（三鷹市分 5,000 部）にあたっては、コミュニティバスQRコードの追加など利便性の向上を図り、市政窓口など市内公共施設で配布している。 新ごみ処理施設の施設建設工事を着実に推進し、平成 25 年3月 30 日に竣工した。施設の運営にあたっては、一般廃棄物処理手数料をふじみ衛生組合で徴収するため、条例を制定した。ふじみ衛生組合及び調布市と協議を進め、収集品目について統一化を図った。また、10 市8一部事務組合が共同設置する東京都市公平委員会の状況等について、調査研究を行った。		

改善項目	6 公会計改革の取り組みに関する方針の策定（企画部財政課）	
改善の取り組みの概要		年次計画
関連団体等も含め財政状況をより包括的にとらえ、市政の透明性の確保と説明責任を果たすため、平成 13 年度からバランスシートを作成するなど、発生主義、複式簿記などの企業会計の手法を導入し、公会計改革を進めてきた。さらに、平成 21 年度決算からは、「総務省方式改定モデル」により財務諸表を作成・公表している。 今後、国や他市の動向を見定めながら、財務諸表の効果的な活用とあわせ、公会計改革に関する検討を進める。		平成 23 年度から検討
平成 24 年度までの実績と取り組み効果		
「総務省方式改訂モデル」による財務諸表を作成し、平成 24 年7月発行の三鷹市自治体経営白書 2012 に掲載し公表した。今後も、効果的な財務諸表の活用や、国の動向を踏まえながら、発生主義の導入などに関する検討を進めていく。		

改善項目	7 積極的かつ迅速な情報公開と開かれた市政運営 (3) 広報紙、ホームページ等による情報提供の充実（企画部秘書広報課）	
改善の取り組みの概要		年次計画
広報紙、ケーブルテレビ、FM 放送等による迅速かつ正確な情報提供を行うとともに、ホームページに係るウェブアクセシビリティの JIS 規格に基づいた「ウェブアクセシビリティ方針」を策定し、さらなるアクセシビリティの向上を図る。 また、広報紙をはじめとした広報媒体による市政情報のより迅速かつ正確な提供を図るとともに、ホームページのアクセシビリティを向上し、情報バリアフリー化を図る。		平成 23 年度から迅速・正確な情報提供 平成 24 年度に HP 方針作成
平成 24 年度までの実績と取り組み効果		
各種の広報媒体による迅速かつ正確な情報提供を行うとともに、さらなる情報バリアフリー化を図るため、ホームページの現状分析及び課題等の把握を行い、平成 25 年 3 月にウェブアクセシビリティの JIS 規格に基づいた「ウェブアクセシビリティ方針」を策定・公開した。		